



事務室  
だより  
NO.01

家庭版

発行:18/4/27

東神楽町共同学校  
連携事務室（東神  
楽中学校内：坂田）

○各学校連絡先

東神楽中学校  
83-2413（明石）

東神楽小学校  
83-2344（青野）

東聖小学校  
83-3055（箱崎）

忠栄小学校  
83-3205（長谷川）

志比内小学校  
96-2146（松田）

教育委員会  
83-5406

## 「東神楽町共同学校連携事務室」について

昨年度、「義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るため法令」が改正され、学校事務職員を中心とした「共同学校事務室」を設置できるようになりました。

これを受け、東神楽町内の事務職員と教育委員会職員で構成する「学校間連携会議」では、昨年度当初より事務室設置申請の検討を進め、今年度、四月一日より町内の小中学校全校を対象に、道内初の「東神楽町共同学校連携事務室（以下、事務室）」を東神楽中学校に設置しました。

事務室で予定している業務内容は、①学校事務情報の共同発行（事務室だよりの発行）、②これまでは各校で実施していた各校現金会計監査業務、③町内全校の教材費等徴収業務（来年度より東小・東聖・東中の振替徴収実施予定）、④基準財政需要額と学校経費予算の開示、⑤教育予算への児童生徒保護者等の意見聴取、⑥町内学校予算の共同要求、⑦文書管理サイクルの町内共通化、⑧事務職員未配置校及び小規模校のサポート、⑨事務職員の各種研修活動・・・などを予定しています。

東神楽町では、平成28年から「コミュニティ・スクール」が始まり、平成31年度からは「小中一貫教育」を本格実施します。事務室は、これにむけた事務体制強化も念頭に置いています。上述の業務を事務室で共同担当することで、まずは実施に向けた望ましい教育環境整備を進めます。同時に、各学校の業務を整理・統合・適正化し、結果として各校校内業務の軽減も目指します。

今回の「共同学校事務室制度」は、道内初の設置であり、町内の事務職員としては、前述した新しい取り組みの一つ一つを、学校・地域・保護者の皆様に丁寧に説明し、周囲のご理解を得ながら、確実に進めたいと考えていますので、どうかよろしくお願い致します。

### ○転出入の手続きについて（まずは各学校・教育委員会へ連絡ください）

- 他市町村へ転出するとき
  - ◇ 事前に在籍する学校へ連絡します。（在学証明書・教科書給与証明書）
  - ◇ 役場で転出届を提出します。（住民票転出届）
  - ◇ 転出先市町村の役場で転入届をします。
- 他市町村から転入したとき
  - ◇ 役場で転入届を提出します。
  - ◇ 教育委員会で入学通知書を発行してもらいます。
  - ◇ 指定された学校で手続きします。（転校前の書類と入学通知書を提出）

## 「町スクールバス」と「電気軌道の路線バス」の関係について

東神楽町には中学校が1校しかなく、その立地は町の中心近くですが、人口の多いひじり野地区から4 Km 前後離れ、志比内・忠栄地区からも遠く離れています。また、東神楽小・東聖小校区もかなり広がっています。このため、町ではスクールバスを3路線（聖台線、稲荷・八千代線、忠栄・志比内線）出しています。

しかし、ひじり野地区は、電気軌道の路線バスが走っているため、町のスクールバスはでていません。

例年、春先に中学一年生がバスに乗り損ねることがあるのですが、よくある勘違いに「700番バスは、中学校のスクールバスだからまた来ると思っていた！」というのがあります。700番バスは、中学校の校舎前まで来るバスなのですが、実はこのバスも「路線バス」であり、一般の人も乗ることがあるバスなのです。

700番バスは、中学校の自転車通学中止とともに運行が始まり、自転車通学開始とともに運行が中止になりますので、ご家庭でもご指導いただければと思います。

## 「遠距離通学費の助成」について

東神楽町の町で運営している3路線のスクールバスは、無料ではなく定期料金（3600円）がかかります。このため、この3路線以外の「遠距離通学費の助成」（おもにひじり野地区）は、町のスクールバスとの差額を給付しています。

給付内容は以下の通りです。

○ひじり野1～13区 電気軌道定期 6120円—町定期 3600円=2520円×10月分（助成金 25200円）

○ひじり野14・15区、 同上 7560円— 同上 3600円=3960円×10月分（助成金 39600円）

及び東聖1区

○通学距離が6 Km以上の児童生徒（町バス路線内でも）は、町営スクールバス定期券を交付。

※ 通学距離6 Km以上は全額補助。2 Km以上6 Km未満は一部補助。

## 「スポーツ振興センター掛金の徴収」について

学校管理下での怪我などについて給付されるスポーツ振興センターの掛金は、昨年度まで東中・東聖では現金で集金していましたが、今年度から振替による徴収に変更となります。

実は、スポーツ振興センター掛金は、「5月末までに納めなさい！」となっています。

町内各校の振替徴収は6月初旬だったため、納入期日に間に合わず現金集金していたのですが、今回、町で立替払が可能になったので、**金銭事故防止や教員の負担軽減の観点から、東聖・東中は、現金徴収を振替に変更しました。**（事務室では最終的に掛金無償になるようお願いしています。）

以前から振替をしている東中では、最終的には納入いただいておりますが、入金忘れや入金遅れで再振替になっているケースがあります。スポーツ振興センター掛金は、整理の都合上、全員分が揃ってからでなければ支払えません。期日までの入金にご協力をお願いします。

ちなみに、JAへの入金は、ゆうちょ銀行やセブン銀行でも可能です。